

平成21年（2009年）9月30日

姫路市長 石見利勝 様

姫路市情報公開審査会
会長 福永 弘之

姫路市情報公開条例第17条の規定に基づく諮問について（答申）

姫路市長より平成21年3月6日付けで諮問を受けた下記の公文書の公開決定に係る異議申立てについて、別紙のとおり答申します。

記

「復興1工区、2工区の確定測量資料の参考資料」

1 審査会の結論

「復興1工区、2工区の確定測量資料の参考資料」（以下「本件公文書」という。）について、姫路市長（以下「実施機関」という。）が行った公開決定（以下「本件処分」という。）は妥当である。

2 異議申立人の主張要旨

(1) 異議申立ての趣旨

本件処分の補正を求める。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書、意見書及び口頭による意見陳述で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

ア 請求した公文書の名称が、復興1工区、2工区の確定測量資料にも係わらず、決定通知書には「復興1工区、2工区の確定測量資料の参考資料」と相違したものを記載している。単に、開示した書類の責任回避をしており、決定通知書に作為的に付け加えて記載されたものである。

イ 請求した公文書名と公開した公文書の名称が、請求者に通知せず、訂正している。これは、後に「の参考資料」を付け加えることで、全ての責任を回避しようとする実施機関の方針が見える。よって、公開した公文書名称の訂正を求める。

3 実施機関の主張要旨

実施機関が公文書公開決定通知書、処分理由説明書及び口頭による意見陳述で主張している処分理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 実施機関は、異議申立人が行った「姫路市内の区画整理事業施行済（姫路市施行及び市費補助分）の確定測量資料（別所地区除く）」の公開請求に対応するものとして、異議申立人との間で本件対象文書を特定し、本件公文書に係る本件処分を行った。

(2) 本件対象文書については本件公文書しかなく、換地処分後20年以上経過し、図面に鉛筆書きによる修正した形跡があったり、座標値がないところもあるなど

最終の確定測量資料（以下「確定図等」とする。）であるとの確認が取れる状態ではないことから、あくまでも参考資料として取り扱っている。閲覧は区画整理課内に限り、コピーサービスは行わず、必要な場合は各自にトレースしてもらっている。そのため、文書の名称を「参考資料」とした。

(3) 以上のとおり、本件処分に違法、不当な点はない。

4 審査会の判断

審査会は、本件諮問事案について審査した結果、以下のように判断する。

(1) 本件公文書について

本件公文書は、区画整理課の事務室内において一般市民等の閲覧のみに供しており、必要な場合は各自にトレースしてもらっているとのことである。従って、一般市民等が当該公文書の写しを要するときは、姫路市情報公開条例（以下「条例」という。）に基づく公開請求により写しを交付しているとのことであった。本件請求においては、実施機関は異議申立人との間で本件対象文書の確認をした上で本件処分を行っており、本件対象文書が本件公文書と一致していることについては、実施機関及び異議申立人双方の主張に相違はないため、本件公文書の名称として「参考資料」が妥当かどうかについて検討する。

(2) 本件公文書の名称の妥当性について

実施機関の主張によると、本件対象文書については本件公文書しかなく、換地処分後20年以上経過し、図面に鉛筆書きによる修正の形跡があったり、座標値がないところもあるなど最終の確定図等であるとの確認が取れる状態ではないことから、あくまでも参考資料として取り扱っているとのことである。

審査会において、本件公文書の写しの一部を確認したところ、手書きの修正数値や見え消し線及び書き込み等があった。換地処分後、長期間が経過しているため、原本は廃棄処分されている可能性も否めない。

以上のことから、本件公文書は復興1工区、2工区の確定図等の原本であると確定することができないため、参考資料としたのはやむを得ない。

(3) 結論

以上の理由により、当審査会は「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参考)

審 査 の 経 過

年 月 日	審 査 会	経 過
平成 21 年 3 月 6 日	—————	・実施機関からの諮問書の提出
平成 21 年 5 月 22 日	—————	・実施機関からの処分理由説明書の提出
平成 21 年 6 月 2 日	—————	・異議申立人からの意見書の提出
平成 21 年 7 月 3 日	平成 21 年度第 3 回	・実施機関からの意見の聴取 ・審査
平成 21 年 7 月 27 日	平成 21 年度第 4 回	・異議申立人からの意見の聴取 ・審査
平成 21 年 8 月 31 日	平成 21 年度第 5 回	・審査
平成 21 年 9 月 30 日	—————	・答申